

「あおり藍」について

1. 出願日：2015年 1月 26日（商願2015-6077）
2. 登録日：2022年11月 30日（商標登録第6646469号）
3. 出願人：あおり藍産業協同組合
4. 指定商品及び区分：

青森県で生産された藍を原料とする藍染を施した織物又は生地（第24 類）、青森県で生産された藍を原料とする藍染を施した被服（第25類）

5. 特長：

「あおり藍」は、青森県内において栽培時農薬不使用で生産された藍をパウダー化し、染色時間や色の濃淡などを全て数値化することで、伝統に革新技術を取り込んだ独自染色方法により染められる藍染です。

その抗菌性・抗炎症作用の高さから、これまで宇宙船の船内で着用する衣服や有力百貨店で販売される各種ブランド衣類、バッグ、ブーツなどに採用されています。

また、近年ではあおり藍に含まれるエキスを抽出し（特定の技術により抽出したあおり藍エキスで効果効能が確認された）、青くない抗菌染めや、その抗菌性・抗炎症作用を活用した消臭スプレー、マスク、石鹸、ボディソープなどの新たな分野での活用も進んでいます。



【文章・写真提供】 あおり藍産業協同組合